

東社協福祉施設経営相談室だより No.180（全2枚） 令和7年5月21日

◆◆◆コンテンツ◆◆◆

- 1 独立行政法人福祉医療機構（WAM）の資金融資及び社会福祉法人合併支援業務のご案内
- 2 令和7年度会計実務研修会の開催予定【東社協】
- 3 経営相談室 相談フォーム利用のご案内【東社協】

1 独立行政法人福祉医療機構（WAM）の資金融資及び社会福祉法人合併支援業務開始のご案内

（1）物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資

昨今の物価高騰の影響を受けて減益となった社会福祉施設等への資金繰りを支援する「経営資金」の貸付を実施していますが、さらなる支援のため、本優遇融資の拡充を図っています。

令和7年度物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のお知らせ（抜粋）

＜対象となる施設・事業＞

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業（医療貸付のみ）
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療連携調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50%※1	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医療収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 限度額	①500万円 ②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	①500万円 ②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医療収益）の2月分
貸付金の限度額※2	（①に該当する場合） 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・ 病院：7.2億円 ・ 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人※3	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

■WAM 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のご案内

https://www.wam.go.jp/hp/rising_prices_00/

(2) 社会福祉法人合併支援業務開始のご案内

令和7年度から新たに、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施しています。登録による支援期間は5年間、利用料は無料です。

■WAM 社会福祉法人合併支援業務のご案内

<https://www.wam.go.jp/hp/shafuku-gappeisien/>

2 令和7年度 会計実務研修会の開催予定【東社協】

会計実務研修会は令和2年度よりオンライン配信の形式で実施してきており、受講者からは「日々の業務を確認できた」「会計の流れがよく理解できる」と好評をいただいています。

令和7年度は、テキストを改訂、収録内容も新たなものとして、概ね下記のスケジュールで実施する予定です。開催のおおむね1か月前頃に、法人本部及び会員施設あてにご案内いたしますので、ぜひご活用ください。

コース	内容	対象者	配信時期（予定）
① 基礎	社会福祉法人制度改革の概要と実務的な演習も含めて複式簿記の基本から伝票の書き方、出納のルール等、日々の経理事務を適切に処理するために必要な基本的事項を学びます。	新任及び中堅の経理担当者	令和7年8～10月
② 決算	決算手続きの目的、順序、スケジュールや決算書の体系・機能などを学び、実物大の決算書モデルとその検証方法も含めて、決算作業を適切かつ効率的に処理することを学びます。社会福祉充実残額計算の仕組み、社会福祉法に基づいた決算承認手続の流れや、社会福祉法人として行うべき計算書類等の備置・閲覧・公表及び所轄庁届出についても解説。	決算業務担当者 ※①基礎コースを受講の上ご参加されることをお勧めします。	令和8年1～3月

3 経営相談室 相談フォーム利用のご案内【東社協】

東社協経営相談室では、このたび、経営相談専用の申込フォームを作成しました。今後は、下記サイトにあります「経営相談申込フォーム」をご利用のうえご相談をお寄せいただきますようお願いいたします。

なお相談フォームの設定に伴い、従来のメールアドレスは廃止させていただきます。

相談フォームが新しくなりました！

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜／祝日・年末年始休み

下記サイトにあります相談フォームによりご相談をお寄せください。

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

※より正確な回答ができるよう、できるだけ相談フォームでのご相談をお願いいたします。

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>

(東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

